

公安委員会関係手数料条例

平成十二年三月二十八日

宮城県条例第二十一号

公安委員会関係手数料条例をここに公布する。

公安委員会関係手数料条例

(趣旨)

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十七条の規定により県が徴収する宮城県公安委員会の所管する事務に係る手数料については、この条例の定めるところによる。

(手数料の徴収)

第二条 知事は、次の表の上欄に掲げる者から、それぞれ同表の中欄に掲げるときに、手数料を徴収する。この場合において、当該手数料の額は、同表の上欄に掲げる者の区分に応じ、同表の下欄に特別の計算単位の定めがあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては一件につきそれぞれ定める額とする。

納入義務者	徴収の時期	手数料の額
<p>一 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号。以下「風適法」という。）第三条第一項の規定に基づく風俗営業の許可を申請する者</p>	<p>申請するとき</p>	<p>次に掲げる営業の区分に応じ、それぞれ次に定める額（当該許可の申請をする者が同時に他の風適法第三条第一項の規定に基づく許可の申請をする場合における当該他の同項の規定に基づく許可の申請にあつてはそれぞれ次に定める額から八千六百円を減じた額、風適法第四条第三項の規定が適用される営業所につき風適法第三条第一項の規定に基づく許可の申請をする場合にあつてはそれぞれ次に定める額に六千八百円</p>

を加算した額)

1 ぱちんこ屋又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令(昭和五十九年政令第三百十九号。以下この項において「政令」という。)第八条に規定する営業(営業所に設置する遊技機に風適法第二十条第二項の認定を受けた遊技機以外の遊技機(以下「未認定遊技機」という。)がない場合)次に掲げる営業の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 三月以内の期間を限って営む営業 一万
五千円

ロ その他の営業 二万五千円

2 ぱちんこ屋又は政令第八条に規定する営業(営業所に設置する遊技機に未認定遊技機がある場合) 1イ又はロに定める額に、二千八百円(検定を受けた型式に属する未認定遊技機以外の未認定遊技機(以下「特定未認定遊技機」という。))がある場合にあつては、五千六百円に当該特定未認定遊技機が属する型式の数を二千四百円に乗じて得た額を加算した額)を加算した額に、未認定遊技機一台ごとに四十円(特定未認定遊技機については、それぞれ九の項の3に定める額から八千円を減じた額)を加算した額

3 ぱちんこ屋及び政令第八条に規定する営業以外の風俗営業 次に掲げる営業の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 三月以内の期間を限って営む営業 一万
四千円

		ロ その他の営業 二万四千元
二 風適法第五条第四項の規定に基づく許可証の再交付を申請する者	申請するとき	千二百円
三 風適法第七条第一項の規定に基づく風俗営業の相続に係る承認を申請する者	申請するとき	九千元（当該承認の申請をする者が同時に他の風適法第七条第一項の規定に基づく承認の申請をする場合における当該他の同項の規定に基づく承認の申請にあつては、三千八百円）
四 風適法第七条の二第一項の規定に基づく風俗営業者たる法人の合併に係る承認を申請する者	申請するとき	一万二千元（当該承認の申請をする者が同時に他の風適法第七条の二第一項の規定に基づく承認の申請をする場合における当該他の同項の規定に基づく承認の申請にあつては、三千八百円）
四の二 風適法第七条の三第一項の規定に基づく風俗営業者たる法人の分割に係る承認を申請する者	申請するとき	一万二千元（当該承認の申請をする者が同時に他の風適法第七条の三第一項の規定に基づく承認の申請をする場合における当該他の同項の規定に基づく承認の申請にあつては、三千八百円）
五 風適法第九条第一項の規定に基づく営業所の構造又は設備の変更の承認を申請する者	申請するとき	九千九百元
六 風適法第九条第四項の規定に基づく許可証の書換えを申請する者	申請するとき	千五百円
七 風適法第十条の二第一項の規定に基づく特例風俗営業者の認定を申請する者	申請するとき	一万三千元（当該認定の申請をする者が同時に他の風適法第十条の二第一項の規定に基づく認

<p>八 風適法第十条の二第五項の規定に基づく認定証の再交付を申請する者</p>	<p>申請するとき</p>	<p>定の申請をする場合における当該他の同項の規定に基づく認定の申請にあつては、一万円)</p> <p>千二百円</p>
<p>九 風適法第二十条第二項の規定に基づく遊技機の認定を申請する者</p>	<p>申請するとき</p>	<p>次に掲げる遊技機の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>1 風適法第二十条第五項の指定試験機関（以下「指定試験機関」という。）が行う同条第二項の認定に必要な試験（以下「遊技機試験」という。）を受けた遊技機 二千二百円（当該認定の申請をする者が同時に当該認定に係る遊技機と同一の型式に属する他の遊技機について同項の規定に基づく認定を受けようとする場合における当該他の遊技機（以下この項において「他の遊技機」という。）にあつては、零円）</p> <p>2 同条第四項の検定を受けた型式に属する遊技機（遊技機試験を受けたものを除く。） 四千三百四十円（他の遊技機にあつては、四十円）</p> <p>3 1又は2の遊技機以外の遊技機 次に掲げる遊技機の区分に応じ、それぞれ次に定める額（他の遊技機にあつては、それぞれ次に定める額から八千円を減じた額）</p> <p>イ ぱちんこ遊技機 次に掲げる遊技機の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(1) 入賞を容易にするための装置であつて 国家公安委員会規則で定めるもの（以下</p>

-
-
-
- 「特定装置」という。)が設けられているもの(当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。)次に掲げる遊技機の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- (イ) マイクロプロセッサ(電子計算機の中央演算処理装置を構成する集積回路をいう。以下同じ。)を内蔵するもの 三万五千円
- (ロ) (イ)に掲げるもの以外のもの 一万六千三百円
- (2) 特定装置が設けられているもの(1)に掲げるものを除く。)次に掲げる遊技機の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- (イ) マイクロプロセッサを内蔵するもの 二万九千円
- (ロ) (イ)に掲げるもの以外のもの 一万六千三百円
- (3) (1)又は(2)に掲げるもの以外のもの 一万四千四百円
- ロ 回胴式遊技機 次に掲げる遊技機の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- (1) マイクロプロセッサを内蔵するもの 五万九千円
- (2) (1)に掲げるもの以外のもの 二万三千円
- ハ アレンジボール遊技機 次に掲げる遊技機の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- (1) マイクロプロセッサを内蔵するもの 三万五千円
-

	<p>十 風適法第二十条第四項の規定に基づく遊技機の検定を申請する者</p>
	<p>申請するとき</p>
<p>(2) (1)に掲げるもの以外のもの 一万九千円</p> <p>ニ じゃん球遊技機 次に掲げる遊技機の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(1) マイクロプロセッサを内蔵するもの 三万五千円</p> <p>(2) (1)に掲げるもの以外のもの 一万九千円</p> <p>ホ イからニまでに掲げる遊技機以外の遊技機 次に掲げる遊技機の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(1) マイクロプロセッサを内蔵するもの 二万九千円</p> <p>(2) (1)に掲げるもの以外のもの 一万二千六百円</p>	<p>1 指定試験機関が行う風適法第二十条第四項の検定に必要な試験（以下「型式試験」という。）を受けた型式 三千九百円</p> <p>2 宮城県公安委員会以外の都道府県公安委員会の同項の検定を受けた型式（型式試験を受けたものを除く。） 六千三百円</p> <p>3 1又は2の型式以外の型式 次に掲げる遊技機の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>イ ぱちんこ遊技機 次に掲げる遊技機の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(1) 特定装置が設けられているもの（当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。） 次に掲げる遊技機の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p>

-
-
-
- (イ) マイクロプロセッサを内蔵するもの 百四十三万五千円
- (ロ) (イ)に掲げるもの以外のもの 四十三万八千円
- (2) 特定装置が設けられているもの (1)に掲げるものを除く。次に掲げる遊技機の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- (イ) マイクロプロセッサを内蔵するもの 百十二万八千円
- (ロ) (イ)に掲げるもの以外のもの 四十三万八千円
- (3) (1)又は(2)に掲げるもの以外のもの 三十三万八千円
- ロ 回胴式遊技機 次に掲げる遊技機の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- (1) マイクロプロセッサを内蔵するもの 百六十二万千円
- (2) (1)に掲げるもの以外のもの 四十七万九千円
- ハ アレンジボール遊技機 次に掲げる遊技機の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- (1) マイクロプロセッサを内蔵するもの 百十四万八千円
- (2) (1)に掲げるもの以外のもの 四十八万二千円
- ニ じゃん球遊技機 次に掲げる遊技機の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- (1) マイクロプロセッサを内蔵するもの 百十四万七千円
- (2) (1)に掲げるもの以外のもの 四十八万
-

	<p>十一 遊技機試験を申請する者</p>	<p>千円</p>
	<p>申請するとき</p>	<p>次に掲げる遊技機の区分に応じ、それぞれ次に定める額（当該遊技機試験の申請をする者が同時に当該遊技機試験に係る遊技機と同一の型式に属する他の遊技機について遊技機試験を受けようとする場合における当該他の遊技機にあつては、それぞれ次に定める額から一万四千三百円を減じた額）</p> <p>1 ぱちんこ遊技機 次に掲げる遊技機の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>イ 特定装置が設けられているもの（当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。） 次に掲げる遊技機の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(1) マイクロプロセッサを内蔵するもの 四万三千三百円</p> <p>(2) (1)に掲げるもの以外のもの 二万三千百円</p> <p>ロ 特定装置が設けられているもの（イに掲げるものを除く。） 次に掲げる遊技機の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(1) マイクロプロセッサを内蔵するもの 三万六千三百円</p> <p>(2) (1)に掲げるもの以外のもの 二万三千円</p> <p>ハ イ又はロに掲げるもの以外のもの 二万千円</p> <p>2 回胴式遊技機 次に掲げる遊技機の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p>

<p>十二 型式試験を申請する者</p>	
<p>申請するとき</p>	
<p>イ マイクロプロセッサを内蔵するもの 六万八千三百円</p> <p>ロ イに掲げるもの以外のもの 三万三百円</p> <p>3 アレンジボール遊技機 次に掲げる遊技機の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>イ マイクロプロセッサを内蔵するもの 四万二千三百円</p> <p>ロ イに掲げるもの以外のもの 二万六千三百円</p> <p>4 じゃん球遊技機 次に掲げる遊技機の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>イ マイクロプロセッサを内蔵するもの 四万二千三百円</p> <p>ロ イに掲げるもの以外のもの 二万六千三百円</p> <p>5 1から4までに掲げる遊技機以外の遊技機次に掲げる遊技機の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>イ マイクロプロセッサを内蔵するもの 三万六千三百円</p> <p>ロ イに掲げるもの以外のもの 一万九千三百円</p> <p>1 ぱちんこ遊技機 次に掲げる遊技機の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>イ 特定装置が設けられているもの（当該特定装置を連続して作動させることができるものに限り。） 次に掲げる遊技機の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(1) マイクロプロセッサを内蔵するもの</p>	

-
-
-
- 百四十四万二千円
- (2) (1)に掲げるもの以外のもの 四十四万五千円
- ロ 特定装置が設けられているもの（イに掲げるものを除く。） 次に掲げる遊技機の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- (1) マイクロプロセッサを内蔵するもの 百十三万五千円
- (2) (1)に掲げるもの以外のもの 四十四万五千円
- ハ イ又はロに掲げるもの以外のもの 三十四万五千円
- 2 回胴式遊技機 次に掲げる遊技機の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- イ マイクロプロセッサを内蔵するもの 百六十二万八千円
- ロ イに掲げるもの以外のもの 四十八万六千円
- 3 アレンジボール遊技機 次に掲げる遊技機の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- イ マイクロプロセッサを内蔵するもの 百十五万五千円
- ロ イに掲げるもの以外のもの 四十八万九千円
- 4 じゃん球遊技機 次に掲げる遊技機の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- イ マイクロプロセッサを内蔵するもの 百十五万四千円
- ロ イに掲げるもの以外のもの 四十八万八千円
-

<p>十三 風適法第二十条第十項において準用する風適法第九条第一項の規定に基づく遊技機の変更の承認を申請する者</p>	<p>申請するとき</p>	<p>1 当該承認の申請をする遊技機に未認定遊技機がない場合 二千四百円 2 当該承認の申請をする遊技機に未認定遊技機がある場合 五千二百円（特定未認定遊技機がある場合にあつては、八千円に当該特定未認定遊技機が属する型式の数を二千四百円に乗じて得た額を加算した額）に、未認定遊技機一台ごとに四十円（特定未認定遊技機については、それぞれ九の項の3に定める額から八千円を減じた額）を加算した額</p>
<p>十四 風適法第二十四条第六項の規定に基づく営業所の管理者に對する講習を受けようとする者</p>	<p>受講を申請するとき</p>	<p>講習一時間につき六百五十円</p>
<p>十四の二 風適法第二十七条第四項の規定に基づく店舗型性風俗 特殊営業の届出書の提出があつた旨を記載した書面の交付を受けようとする者</p>	<p>届出をするとき</p>	<p>一万九百円</p>
<p>十四の三 風適法第二十七条第四項の規定に基づく店舗型性風俗 特殊営業の変更の届出書の提出があつた旨を記載した書面の交付を受けようとする者</p>	<p>届出をするとき</p>	<p>千五百円</p>
<p>十四の四 風適法第二十七条第四項の規定に基づく店舗型性風俗 特殊営業の届出書又は変更の届出書の提出があつた旨を記載した書面の再交付を申請する者</p>	<p>申請するとき</p>	<p>千二百円</p>
<p>十四の五 風適法第三十一条の二第四項の規定に基づく無店舗型性風俗特殊営業の届出書の提出があつた旨を記載した書面の交付を受けようとする者</p>	<p>届出をするとき</p>	<p>三千四百円（風適法第二条第七項第一号の営業につき受付所を設けようとする場合にあつては、三千四百円と八千五百円に受付所の数を乗じ</p>

<p>十四の六 風適法第三十一条の二第四項の規定に基づく無店舗型 性風俗特殊営業の変更の届出書の提出があった旨を記載した書 面の交付を受けようとする者</p>	<p>届出をするとき</p>	<p>千五百円</p>
<p>十四の七 風適法第三十一条の二第四項の規定に基づく無店舗型 性風俗特殊営業の届出書又は変更の届出書の提出があった旨を 記載した書面の再交付を申請する者</p>	<p>申請するとき</p>	<p>千二百円</p>
<p>十四の八 風適法第三十一条の七第二項において準用する風適法 第三十一条の二第四項の規定に基づく映像送信型性風俗特殊営 業の届出書の提出があった旨を記載した書面の交付を受けよう とする者</p>	<p>届出をするとき</p>	<p>三千四百円</p>
<p>十四の九 風適法第三十一条の七第二項において準用する風適法 第三十一条の二第四項の規定に基づく映像送信型性風俗特殊営 業の変更の届出書の提出があった旨を記載した書面の交付を受 けようとする者</p>	<p>届出をするとき</p>	<p>千五百円</p>
<p>十四の十 風適法第三十一条の七第二項において準用する風適法 第三十一条の二第四項の規定に基づく映像送信型性風俗特殊営 業の届出書又は変更の届出書の提出があった旨を記載した書面 の再交付を申請する者</p>	<p>申請するとき</p>	<p>千二百円</p>
<p>十四の十一 風適法第三十一条の十二第二項において準用する風 適法第二十七条第四項の規定に基づく店舗型電話異性紹介営業 の届出書の提出があった旨を記載した書面の交付を受けよう とする者</p>	<p>届出をするとき</p>	<p>一万千九百円</p>
<p>て得た額との合計額)</p>		

<p>十四の十二 風適法第三十一条の十二第二項において準用する風適法第二十七条第四項の規定に基づく店舗型電話異性紹介営業の変更の届出書の提出があった旨を記載した書面の交付を受けようとする者</p>	<p>届出をするとき</p>	<p>千五百円</p>
<p>十四の十三 風適法第三十一条の十二第二項において準用する風適法第二十七条第四項の規定に基づく店舗型電話異性紹介営業の届出書又は変更の届出書の提出があった旨を記載した書面の再交付を申請する者</p>	<p>申請するとき</p>	<p>千二百円</p>
<p>十四の十四 風適法第三十一条の十七第二項において準用する風適法第三十一条の二第四項の規定に基づく無店舗型電話異性紹介営業の届出書の提出があった旨を記載した書面の交付を受けようとする者</p>	<p>届出をするとき</p>	<p>三千四百円</p>
<p>十四の十五 風適法第三十一条の十七第二項において準用する風適法第三十一条の二第四項の規定に基づく無店舗型電話異性紹介営業の変更の届出書の提出があった旨を記載した書面の交付を受けようとする者</p>	<p>届出をするとき</p>	<p>千五百円</p>
<p>十四の十六 風適法第三十一条の十七第二項において準用する風適法第三十一条の二第四項の規定に基づく無店舗型電話異性紹介営業の届出書又は変更の届出書の提出があった旨を記載した書面の再交付を申請する者</p>	<p>申請するとき</p>	<p>千二百円</p>
<p>十四の十七 風適法第三十一条の二十二の規定に基づく特定遊興飲食店営業の許可を申請する者</p>	<p>申請するとき</p>	<p>次に掲げる営業の区分に応じ、それぞれ次に定める額（当該許可の申請をする者が同時に他の風適法第三十一条の二十二の規定に基づく許可の申請をする場合における当該他の同条の規定に基づく許可の申請にあってはそれぞれ次に定</p>

<p>十四の十八 風適法第三十一条の二十三において準用する風適法 第五条第四項の規定に基づく許可証の再交付を申請する者</p>		<p>める額から八千七百円を減じた額、風適法第三十一条の二十三において読み替えて準用する風適法第四条第三項の規定が適用される営業所につき風適法第三十一条の二十二の規定に基づく許可の申請をする場合にあつてはそれぞれ次に定める額に六千八百円を加算した額） 1 三月以内の期間を限つて営む営業 一万四千円 2 その他の営業 二万四千円</p>
<p>十四の十九 風適法第三十一条の二十三において準用する風適法 第七条第一項の規定に基づく特定遊興飲食店営業の相続に係る 承認を申請する者</p>	<p>申請するとき</p>	<p>八千七百円（当該承認の申請をする者が同時に他の風適法第三十一条の二十三において準用する風適法第七条第一項の規定に基づく承認の申請をする場合における当該他の風適法第三十一条の二十三において準用する同項の規定に基づく承認の申請にあつては、三千八百円）</p>
<p>十四の二十 風適法第三十一条の二十三において準用する風適法 第七条の二第一項の規定に基づく特定遊興飲食店営業者たる法 人の合併に係る承認を申請する者</p>	<p>申請するとき</p>	<p>一万二千元（当該承認の申請をする者が同時に他の風適法第三十一条の二十三において準用する風適法第七条の二第一項の規定に基づく承認の申請をする場合における当該他の風適法第三十一条の二十三において準用する同項の規定に基づく承認の申請にあつては、三千三百円）</p>
<p>十四の二十一 風適法第三十一条の二十三において準用する風適 法第七条の三第一項の規定に基づく特定遊興飲食店営業者たる 法人の分割に係る承認を申請する者</p>	<p>申請するとき</p>	<p>一万二千元（当該承認の申請をする者が同時に他の風適法第三十一条の二十三において準用する風適法第七条の三第一項の規定に基づく承認</p>

		<p>の申請をする場合における当該他の風適法第三十一条の二十三において準用する同項の規定に基づく承認の申請にあつては、三千三百円)</p>
<p>十四の二十二 風適法第三十一条の二十三において準用する風適法第九条第一項の規定に基づく営業所の構造又は設備の変更の承認を申請する者</p>	<p>申請するとき</p>	<p>九千九百円</p>
<p>十四の二十三 風適法第三十一条の二十三において準用する風適法第九条第四項の規定に基づく許可証の書換えを申請する者</p>	<p>申請するとき</p>	<p>千四百円</p>
<p>十四の二十四 風適法第三十一条の二十三において準用する風適法第十条の二第一項の規定に基づく特例特定遊興飲食店営業者の認定を申請する者</p>	<p>申請するとき</p>	<p>一万三千円(当該認定の申請をする者が同時に他の風適法第三十一条の二十三において準用する風適法第十条の二第一項の規定に基づく認定の申請をする場合における当該他の風適法第三十一条の二十三において準用する同項の規定に基づく認定の申請にあつては、一万円)</p>
<p>十四の二十五 風適法第三十一条の二十三において準用する風適法第十条の二第五項の規定に基づく認定証の再交付を申請する者</p>	<p>申請するとき</p>	<p>千百円</p>
<p>十四の二十六 風適法第三十一条の二十三において準用する風適法第二十四条第六項の規定に基づく営業所の管理者に対する講習を受けようとする者</p>	<p>受講を申請するとき</p>	<p>講習一時間につき六百五十円</p>
<p>十四の二十七 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第百十九号)附則第三条第二項の規定により店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介</p>	<p>届出をするとき</p>	<p>三千四百円</p>

<p>営業又は無店舗型電話異性紹介営業の届出書を提出したものとみなされ、風適法第二十七条第四項（風適法第三十一条の十二第二項において準用する場合を含む。）又は風適法第三十一条の二第四項（風適法第三十一条の七第二項及び第三十一条の十七第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出書の提出があつた旨を記載した書面の交付を受けようとする者</p>		
<p>十五 古物営業法（昭和二十四年法律第百八号）第三条の規定に基づく古物営業の許可を申請する者</p>	<p>申請するとき</p>	<p>一万九千円</p>
<p>十六 古物営業法第五条第四項の規定に基づく許可証の再交付を申請する者</p>	<p>申請するとき</p>	<p>千三百円</p>
<p>十七 古物営業法第七条第五項の規定に基づく許可証の書換えを申請する者</p>	<p>申請するとき</p>	<p>千五百円</p>
<p>十七の二 古物営業法第二十一条の五第一項又は第二十一条の六第一項の規定に基づく古物競りあつせん業に係る業務の実施の方法の認定を申請する者</p>	<p>申請するとき</p>	<p>一万七千円</p>
<p>十八 火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第十七条第一項の規定に基づく火薬類（同法第五十条の二第一項の適用を受けるものに限る。以下同じ。）の譲渡しの許可を申請する者</p>	<p>申請するとき</p>	<p>千二百円</p>
<p>十九 火薬類取締法第十七条第一項の規定に基づく火薬類の譲受けの許可を申請する者</p>	<p>申請するとき</p>	<p>1 火工品のみの場合 二千四百円 2 1以外の場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額 イ 火薬類（火工品を除く。）の数量が二十キログラム以下の場合 三千五百円</p>

	ロ イ以外の場合 六千九百円	
二十 火薬類取締法第十九条第一項の規定に基づく運搬証明書の交付を受けようとする者	運搬の届出をするとき	二千百円
二十一 火薬類取締法第二十四条第一項の規定に基づく火薬類の輸入の許可を申請する者	申請するとき	1 火薬及び爆薬の数量が二十五キログラム以下の場合 一万二千円 2 1以外の場合 二万五千円
二十二 質屋営業法（昭和二十五年法律第百五十八号）第二条第一項の規定に基づく質屋営業の許可を申請する者	申請するとき	二万二千円
二十三 質屋営業法第四条第一項の規定に基づく営業所の移転の許可を申請する者	申請するとき	一万二千円
二十四 質屋営業法第四条第一項の規定に基づく管理者の新設又は変更の許可を申請する者	申請するとき	五千七百円
二十五 質屋営業法第八条第二項の規定に基づく同法第四条第二項の規定による届出に係る許可証の書換えを申請する者	申請するとき	千五百円
二十六 質屋営業法第八条第四項の規定に基づく許可証の再交付を申請する者	申請するとき	千三百円
二十七 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十三年法律第百六十六号。以下「原子炉等規制法」という。）第五十九条第五項の規定に基づく運搬証明書の交付を受けようとする者	運搬の届出をするとき	一万五千円
二十八 原子炉等規制法第五十九条第九項の規定に基づく運搬証	申請するとき	五千四百円

<p>明書の書換えを申請する者</p>	<p>二十九 原子炉等規制法第五十九条第十項の規定に基づく運搬証明書の再交付を申請する者</p>	<p>申請するとき</p>	<p>二千二百円</p>
<p>三十 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四十一条の規定に基づく銃砲等又は刀剣類の所持の許可を申請する者</p>	<p>申請するとき</p>	<p>1 銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を現に受けている者が同号の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の申請をする場合 六千八百円（当該申請をする者が同時に他の同号の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の申請をする場合における当該他の同号の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の申請にあつては、四千三百円） 2 同号の規定によるクロスボウの所持の許可を現に受けている者が同号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請をする場合 六千八百円（当該申請をする者が同時に他の同号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請をする場合における当該他の同号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請にあつては、四千三百円） 3 その他の者の場合 一万五百円（同項の規定に基づく許可の申請をする者が同時に他の同項の規定に基づく許可の申請をする場合における当該他の同項の規定に基づく許可の申請にあつては、六千七百円）</p>	
<p>三十の二 銃砲刀剣類所持等取締法第四条の三第一項（同法第七條の三第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づく</p>	<p>受検を申請するとき</p>	<p>六百五十円</p>	

<p>認知機能検査を受けようとする者</p>		
<p>三十一 銃砲刀剣類所持等取締法第五条の三第一項の規定に基づく猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を受けようとする者</p>	<p>受講を申請するとき</p>	<p>1 現に銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者及び同法第五条の二第三項第二号又は第三号に掲げる者に対する講習会 三千円 2 その他の者に対する講習会 六千九百円</p>
<p>三十一の二 銃砲刀剣類所持等取締法第五条の三の二第一項の規定に基づくクロスボウの取扱いに関する講習会を受けようとする者</p>	<p>受講を申請するとき</p>	<p>1 現に銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定による許可を受けてクロスボウを所持している者に対する講習会 三千円 2 その他の者に対する講習会 六千九百円</p>
<p>三十二 銃砲刀剣類所持等取締法第五条の四第一項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃に関する技能検定を受けようとする者</p>	<p>受検を申請するとき</p>	<p>二万二千元</p>
<p>三十二の二 銃砲刀剣類所持等取締法第五条の五第一項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習を受けようとする者</p>	<p>受講を申請するとき</p>	<p>一万二千七百元</p>
<p>三十三 銃砲刀剣類所持等取締法第六条第一項の規定に基づく国際競技に参加するため入国する外国人の銃砲等又は刀剣類の所持の許可を申請する者</p>	<p>申請するとき</p>	<p>三千九百円（当該許可の申請をする者が同時に他の銃砲刀剣類所持等取締法第六条第一項の規定に基づく許可の申請をする場合における当該他の同項の規定に基づく許可の申請にあっては、千八百円）</p>
<p>三十四 銃砲刀剣類所持等取締法第七条第二項の規定に基づく許可証の書換えを申請する者</p>	<p>申請するとき</p>	<p>千六百元</p>

<p>三十五 銃砲刀剣類所持等取締法第七条第二項の規定に基づく許可証の再交付を申請する者</p>	<p>申請するとき</p>	<p>千九百円</p>
<p>三十六 銃砲刀剣類所持等取締法第七条の三第二項の規定に基づく同法第四条第一項第一号の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新を申請する者</p>	<p>申請するとき</p>	<p>1 猟銃又は空気銃 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額（当該猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請をする者が同時に他の銃砲刀剣類所持等取締法第七条の三第一項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請をする場合における当該他の同項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請をする場合及び当該猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請をする者が同時に同法第四条第一項第一号の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請をする者が同時に同法第四条第一項第一号の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請をする場合における当該他の同項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請をする場合）</p> <p>イ 新たな許可証の交付を伴う同項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請をする場合 七千二百円</p> <p>ロ 新たな許可証の交付を伴わない同項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請をする場合 六千八百円</p> <p>2 クロスボウ 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額（当該クロスボウの所持の許可の更新の申請をする者が同時に他の同項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請をする場合における当該他の同項の規定に基づくクロスボウの所持の許可</p>

		<p>の更新の申請及び当該クロスボウの所持の許可の更新の申請をする者が同時に同法第四条第一項第一号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請をする場合における当該同法第七条の三第一項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請にあつては、それぞれ次に定める額から二千四百円を減じた額</p> <p>イ 新たな許可証の交付を伴う同項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請をする場合 七千二百円</p> <p>ロ 新たな許可証の交付を伴わない同項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請をする場合 六千八百円</p>
<p>三十七 銃砲刀剣類所持等取締法第九条の五第二項の規定に基づく射撃教習を受ける資格の認定を申請する者</p>	<p>申請するとき</p>	<p>八千九百円</p>
<p>三十八 銃砲刀剣類所持等取締法第九条の十第二項の規定に基づく射撃練習を行う資格の認定を申請する者</p>	<p>申請するとき</p>	<p>八千九百円</p>
<p>三十八の二 銃砲刀剣類所持等取締法第九条の十三第一項の規定に基づく年少射撃資格の認定を申請する者</p>	<p>申請するとき</p>	<p>九千六百円（当該認定の申請をする者が同時に他の銃砲刀剣類所持等取締法第九条の十三第一項の規定に基づく年少射撃資格の認定の申請をする場合における当該他の同項の規定に基づく年少射撃資格の認定の申請にあつては、五千九百円）</p>
<p>三十八の三 銃砲刀剣類所持等取締法第九条の十三第三項において準用する同法第七条第二項の規定に基づく年少射撃資格認定</p>	<p>申請するとき</p>	<p>千八百円</p>

証の書換えを申請する者	申請するとき	千九百円
三十八の四 銃砲刀剣類所持等取締法第九条の十三第三項において準用する同法第七条第二項の規定に基づく年少射撃資格認定証の再交付を申請する者	申請するとき	九千八百円
三十八の五 銃砲刀剣類所持等取締法第九条の十四第一項の規定に基づく年少射撃資格の認定のための講習会を受けようとする者	受講を申請するとき	九千三百円（当該認定の申請をする者が同時に他の銃砲刀剣類所持等取締法第九条の十六第一項の規定に基づく射撃練習を行う資格の認定の申請をする場合における当該他の同項の規定に基づく射撃練習を行う資格の認定の申請にあつては、五千六百円）
三十八の六 銃砲刀剣類所持等取締法第九条の十六第一項の規定に基づく射撃練習を行う資格の認定を申請する者	申請するとき	九千三百円（当該認定の申請をする者が同時に他の銃砲刀剣類所持等取締法第九条の十六第一項の規定に基づく射撃練習を行う資格の認定の申請をする場合における当該他の同項の規定に基づく射撃練習を行う資格の認定の申請にあつては、五千六百円）
三十九 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第四十九条第一項に規定するパーキング・メーターを作動させようとする者 又は同項に規定するパーキング・チケットの発給を受けようとする者	パーキング・メーターを作動させ、又はパーキング・チケットの発給を受けようとするとき	作動又は発給一回につき二百円
三十九の二 道路交通法第五十一条の八第一項の規定に基づく登録を申請する者	申請するとき	二万三千元
三十九の三 道路交通法第五十一条の八第六項の規定に基づく登録の更新を申請する者	申請するとき	二万三千元

<p>三十九の四 道路交通法第五十一条の十三第一項の規定に基づく 駐車監視員資格者証の交付を申請する者</p>	<p>申請するとき</p>	<p>九千九百円</p>
<p>三十九の五 道路交通法第五十一条の十三第一項第一号イの規定 に基づく講習を受けようとする者</p>	<p>受講を申請するとき</p>	<p>二万円</p>
<p>三十九の六 道路交通法第五十一条の十三第一項第一号ロの規定 に基づく認定を申請する者</p>	<p>申請するとき</p>	<p>四千五百円</p>
<p>三十九の七 道路交通法第五十一条の十三第一項の規定に基づく 駐車監視員資格者証の書換え交付を申請する者</p>	<p>申請するとき</p>	<p>二千百円</p>
<p>三十九の八 道路交通法第五十一条の十三第一項の規定に基づく 駐車監視員資格者証の再交付を申請する者</p>	<p>申請するとき</p>	<p>千八百円</p>
<p>三十九の九 道路交通法第七十五条の十二第一項の規定に基づく特定 自動運行の許可を申請する者</p>	<p>申請するとき</p>	<p>七万九千二百円</p>
<p>三十九の十 道路交通法第七十五条の十六第一項の規定に基づく特定 自動運行計画の変更の許可を申請する者</p>	<p>申請するとき</p>	<p>七万八千五百円</p>
<p>四十 道路交通法第七十七条第一項の規定に基づく道路の使用の 許可を申請する者</p>	<p>申請するとき</p>	<p>二千三百円</p>
<p>四十一 道路交通法第八十九条第一項の規定に基づく運転免許試 験を受けようとする者</p>	<p>受験を申請する とき</p>	<p>1 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中 型自動車免許に係る試験 次に掲げる場合の 区分に応じ、それぞれ次に定める額 イ 道路交通法第九十七条の二第一項第一号 又は第二号に該当して同項の規定の適用を 受ける場合 千五百五十円</p>

ロ 同項第三号又は第五号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 千九百円（道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかつた者に対する試験の場合にあつては、八百円）

ハ 同項の規定の適用を受けない場合 四千百円（同法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を宮城県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、六千六百円）

2 普通自動車免許に係る試験 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 同法第九十七条の二第一項第一号又は第二号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 千七百五十円

ロ 同項第三号又は第五号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 千九百円（同法第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかった者に対する試験の場合にあつては、八百円）

ハ 同項の規定の適用を受けない場合 二千五百五十円（同法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を宮城県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、三千三百五十円）

3 特定第一種運転免許（大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許

又は牽引免許をいう。以下同じ。)又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許に係る試験 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 同法第九十七条の二第一項第二号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 千七百五十円

ロ 同項第三号又は第五号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 千九百円(同令第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかった者に対する試験の場合にあっては、八百円)

ハ 同項の規定の適用を受けない場合 二千六百元(同法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を宮城県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、四千五十円)

4 小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 同法第九十七条の二第一項の規定の適用を受ける場合 千九百円(同令第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかった者に対する試験の場合にあっては、八百円)

ロ 同項の規定の適用を受けない場合 千五百円

5 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種

免許又は普通自動車第二種免許に係る試験次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 同法第九十七条の二第一項第二号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 千七百円

ロ 同項第三号又は第五号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 千九百円（同令第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかった者に対する試験の場合にあつては、八百円）

ハ 同項の規定の適用を受けない場合 四千百円（同法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を宮城県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、七千六百五十円）

6

仮運転免許に係る試験 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 同法第九十七条の二第一項第二号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 千七百円

ロ 同項第四号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 千五百五十円

ハ 同項の規定の適用を受けない場合 二千九百円（同法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を宮城県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、四千三百五十円）

<p>四十二 道路交通法第九十一条又は第九十一条の二第二項の規定に基づき限定解除の審査を申請する者</p>	<p>四十一の二 道路交通法第八十九条第三項の規定に基づき検査を受けようとする者</p>
<p>申請するとき</p>	<p>受検を申請するとき</p>
<p>千四百円（宮城県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、二千八百五十円）</p>	<p>1 大型自動車仮運転免許、中型自動車仮運転免許又は準中型自動車仮運転免許を受けている者に対する検査 三千九百円（宮城県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、六千四百円）</p> <p>2 普通自動車仮運転免許を受けている者に対する検査 三千七百五十円（宮城県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、四千五百五十円）</p>

<p>四十三 道路交通法第九十二条第一項の規定に基づく免許証の交付を受けようとする者</p>	<p>四十四 道路交通法第九十四条第二項の規定に基づく免許証の再交付（一の種類の免許に係る免許証に他の種類の免許に係る事項を記載した免許証の再交付は、一の免許証の再交付とする。）を申請する者</p>	<p>四十四の二 道路交通法第九十七条の二第一項第三号イ若しくは</p>
<p>交付を受けようとするとき</p>	<p>申請するとき</p>	<p>受検を申請すると</p>
<p>1 第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>イ 道路交通法施行令第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかつた者が道路交通法第九十七条の二第一項第三号に該当して同項の規定の適用を受けた場合 千七百円（同法第九十二条第一項後段の規定により、一の種類の免許に係る免許証に他の種類の免許に係る事項を記載してその種類の免許に係る免許証の交付に代える場合にあつては、千七百円に、当該他の種類の免許に係る事項を記載することに二百円を加えた額）</p> <p>ロ その他の者の場合 二千五百円（同法第九十二条第一項後段の規定により、一の種類の免許に係る免許証に他の種類の免許に係る事項を記載してその種類の免許に係る免許証の交付に代える場合にあつては、二千五百円に、当該他の種類の免許に係る事項を記載することに二百円を加えた額）</p> <p>2 仮運転免許に係る免許証 千五百円</p>	<p>1 第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証 二千二百五十円</p> <p>2 仮運転免許に係る免許証 千五百円</p>	<p>千五百円</p>

<p>ロ、第百一条の四第二項又は第百一条の七第一項の規定に基づく認知機能検査を受けようとする者</p>	<p>き</p>	
<p>四十四の三 道路交通法第九十七条の二第一項第三号イに規定する認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する講習を受けようとする者</p>	<p>受講を申請するとき</p>	<p>千四百五十円（宮城県公安委員会が当該講習の一部と同等の内容を有すると認める研修等を終了したことにより当該講習の一部を免除される場合にあつては、千二百円）</p>
<p>四十四の四 道路交通法第九十七条の二第一項第三号イ若しくはハ又は第百一条の四第三項の規定に基づく運転技能検査を受けようとする者</p>	<p>受検を申請するとき</p>	<p>三千五百五十円</p>
<p>四十五 道路交通法第九十九条の二第四項の規定に基づく技能検定員資格者証の交付を申請する者</p>	<p>申請するとき</p>	<p>千百五十円</p>
<p>四十六 道路交通法第九十九条の二第四項第一号イの規定に基づく審査（以下「技能検定員審査」という。）を申請する者</p>	<p>申請するとき</p>	<p>1 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査 二万三千四百円 2 普通自動車免許に係る技能検定員審査 一万九千五百円 3 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査 一万四千七百円 4 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者に対するもの（以下「大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査」という。） 二万五千五百円</p>

<p>四十七 道路交通法第九十九条の三第四項の規定に基づく教習指導員資格者証の交付を申請する者</p>	<p>申請するとき</p>	<p>千百五十円</p>
<p>四十八 道路交通法第九十九条の三第四項第一号イの規定に基づく審査（以下「教習指導員審査」という。）を申請する者</p>	<p>申請するとき</p>	<p>1 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査 一万四千五百五十円 2 普通自動車免許に係る教習指導員審査 一万千八百五十円 3 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査 九千六百五十円 4 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者に対するもの（以下「大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査」という。） 一万二千四百五十円</p>
<p>四十九 道路交通法第百条の二第二項の規定に基づく再試験を受けようとする者</p>	<p>試験を申請するとき</p>	<p>1 準中型自動車免許に係る再試験 千九百円（道路交通法第百条の二第二項に規定する準中型自動車の運転について必要な技能について行う試験を宮城県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合については、四千四百円） 2 普通自動車免許に係る再試験 千七百五十円（同項に規定する普通自動車の運転について必要な技能について行う試験を宮城県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合については、二千五百五十円）</p>

		<p>3 大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る再試験 千六百五十円（同項に規定する大型自動二輪車又は普通自動二輪車の運転について必要な技能について行う試験を宮城県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、三千百円）</p> <p>4 原動機付自転車免許に係る再試験 千円</p>
<p>五十 道路交通法第百一条第一項又は第百一条の二第一項の規定に基づく免許証の更新を申請する者</p>	<p>申請するとき</p>	<p>二千五百円（道路交通法第百一条の二の二第一項の規定に基づき免許証の更新を申請する場合にあつては、二千五百五十円）</p>
<p>五十の二 道路交通法第百一条の二の二第一項の規定に基づき免許証の更新申請書を提出する者</p>	<p>提出するとき</p>	<p>五百五十円</p>
<p>五十の三 道路交通法第百四条の四第六項（同法第百五条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく運転経歴証明書書の交付を申請する者</p>	<p>申請するとき</p>	<p>千百円</p>
<p>五十の四 道路交通法第百四条の四第六項（同法第百五条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく運転経歴証明書の再交付を申請する者</p>	<p>申請するとき</p>	<p>千百円</p>
<p>五十一 道路交通法第百七条の七第一項の規定に基づく国外運転免許証の交付を申請する者</p>	<p>申請するとき</p>	<p>二千三百五十円</p>
<p>五十二 道路交通法第百八条の二第一項の規定に基づく講習を受けようとする者</p>	<p>受講を申請するとき</p>	<p>1 道路交通法第百八条の二第一項第一号に掲げる講習 講習一時間につき七百五十円</p> <p>2 同項第二号に掲げる講習（以下「取消処分者講習」という。） 講習一時間につき二千</p>

-
-
- 3 同項第三号に掲げる講習 講習一時間につき千九百五十円
 - 4 同項第四号に掲げる講習 次に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ次に定める額
イ 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る講習（準中型自動車免許に係る講習にあつては、普通自動車免許を受けている者に対するものに限る。）
講習一時間につき四千四百五十円
ロ 準中型自動車免許に係る講習（普通自動車免許を受けている者に対するものを除く。）
講習一時間につき三千五百円
 - ハ 普通自動車免許に係る講習 講習一時間につき二千八百円
 - 5 同項第五号に掲げる講習 次に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ次に定める額
イ 大型自動二輪車免許に係る講習 講習一時間につき四千五百五十円
ロ 普通自動二輪車免許に係る講習 講習一時間につき四千円
 - 6 同項第六号に掲げる講習 講習一時間につき千五百円
 - 7 同項第七号に掲げる講習 講習一時間につき三千円
 - 8 同項第八号に掲げる講習 講習一時間につき千四百円
 - 9 同項第九号に掲げる講習 講習一時間につき七百五十円
 - 10 同項第十号に掲げる講習（以下「初心運転
-

-
-
-
- 者講習」という。) 次に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- イ 準中型自動車免許に係る講習 講習一時間につき二千五百五十円
- ロ 普通自動車免許に係る講習 講習一時間につき二千五百五十円
- ハ 大型自動二輪車免許に係る講習 講習一時間につき二千七百円
- ニ 普通自動二輪車免許に係る講習 講習一時間につき二千五百五十円
- ホ 原動機付自転車免許に係る講習 講習一時間につき二千四百五十円
- 11 同項第十一号に掲げる講習 次に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- イ 同法第九十二条の二第一項の表の備考一の2に規定する優良運転者に対する講習 五百円
- ロ 同表の備考一の3に規定する一般運転者に対する講習 八百円
- ハ 同表の備考一の4に規定する違反運転者等に対する講習 千三百五十円(国家公安委員会規則で定める道路交通法施行令第三十三条の七第二項の基準に該当しない者に対する講習にあつては、八百円)
- 12 同法第八十二条の二第一項第十二号に掲げる講習 次に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- イ 同法第七十一条の五第三項に規定する普通自動車対応免許(以下「普通自動車対応免許」という。)を受けている者(同法第
-

<p>五十五 削除</p>	<p>五十四 道路交通法第百八条の二第二項の規定に基づく講習（道路交通法施行令第三十七条の六第二号に規定する講習に限る。）を受けようとする者</p>	<p>五十三 初心運転者講習、違反者講習又は若年運転者講習の通知を受けた者</p>	
	<p>き 受講を申請すると</p>	<p>き 受講を申請すると</p>	
	<p>千三百五十円</p>	<p>九百円</p>	<p>九十七条の二第一項第三号イ及びハに掲げる者並びに同法第百一条の四第三項の規定の適用を受ける者を除く。）に対する講習 六千四百五十円</p> <p>ロ 普通自動車対応免許を受けている者（同法第九十七条の二第一項第三号イ若しくはハに掲げる者又は同法第百一条の四第三項の規定の適用を受ける者に限る。）又は第一種運転免許若しくは第二種運転免許であつて普通自動車対応免許以外のもののみを受けている者に対する講習 二千九百円</p> <p>13 同法第百八条の二第一項第十三号に掲げる講習（以下「違反者講習」という。） 一万二千五百円（当該講習が国家公務員会規則で定めるものである場合にあつては、九千五百円）</p> <p>14 同項第十四号に掲げる講習（以下「若年運転者講習」という。） 講習一時間につき二千二百五十円</p> <p>15 同項第十五号に掲げる講習 講習一時間につき二千円</p>

<p>五十六 自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十五号。以下「車庫法」という。）第四条第一項の規定に基づく自動車の保管場所を確保していることを証する書面の交付又は通知を行うべきことを申請する者</p>	<p>申請するとき（車庫法第四条第一項ただし書の規定に基づく通知を行うべきことを申請する者にあつては、納付情報を得たとき）</p>	<p>二千二百円</p>
<p>五十七 車庫法第六条第一項又は第三項（車庫法第七条第二項（車庫法第十三条第四項及び附則第八項において準用する場合を含む。）、第十三条第四項及び附則第八項において準用する場合を含む。）の規定に基づく保管場所標章の交付又は再交付を申請する者</p>	<p>申請するとき（車庫法第四条第一項ただし書の申請に併せて車庫法第六条第一項の規定に基づく交付を申請する者にあつては、納付情報を得たとき）</p>	<p>六百元</p>
<p>五十八 警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第四条の規定に基づく警備業の認定を申請する者</p>	<p>申請するとき</p>	<p>二万三千元</p>
<p>五十九 警備業法第五条第五項の規定に基づく認定証の再交付を申請する者</p>	<p>申請するとき</p>	<p>二千元</p>
<p>六十 警備業法第七条第一項の規定に基づく認定証の有効期間の更新を申請する者</p>	<p>申請するとき</p>	<p>二万三千元</p>
<p>六十一 警備業法第十一条第三項の規定に基づく認定証の書換え</p>	<p>申請するとき</p>	<p>二千二百円</p>

を申請する者		
六十二 警備業法第二十二條第二項の規定に基づく警備員指導教 育責任者資格者証の交付を申請する者	申請するとき	九千八百円
六十三 警備業法第二十二條第二項第一号の規定に基づく警備員 指導教育責任者講習を受けようとする者	受講を申請する とき	講習一時間につき千二百円
六十四 警備業法第二十二條第五項の規定に基づく警備員指導教 育責任者資格者証の書換えを申請する者	申請するとき	千八百円
六十五 警備業法第二十二條第六項の規定に基づく警備員指導教 育責任者資格者証の再交付を申請する者	申請するとき	千八百円
六十五の二 警備業法第二十二條第八項の規定に基づく警備員の 指導及び教育に関する講習を受けようとする者	受講を申請する とき	五千円
六十六 警備業法第二十三條第一項の規定に基づく検定を受けよ うとする者	受験を申請する とき	<ol style="list-style-type: none"> 1 警備業務の種別（警備業法第十八條に規定する種別をいう。以下この項において同じ）のうち、同法第二條第一項第一号に掲げる警備業務に係る検定 一万六千円 2 警備業務の種別のうち、同項第二号に掲げる警備業務に係るものに係る検定（国家公安委員会規則で定める車両その他の機材を用いて行われるものに限る。） 一万四千元 3 警備業務の種別のうち、同項第二号に掲げる警備業務に係るものに係る検定（2に規定するものを除く。） 一万三千元 4 警備業務の種別のうち、同項第三号に掲げる警備業務に係るものに係る検定 一万六千円

		円
六十六の二 警備業法第二十三条第四項の規定に基づく合格証明書の交付を申請する者	申請するとき	一万円
六十六の三 警備業法第二十三条第五項において準用する同法第二十二條第五項の規定に基づく合格証明書の書換えを申請する者	申請するとき	二千二百円
六十六の四 警備業法第二十三条第五項において準用する同法第二十二條第六項の規定に基づく合格証明書の再交付を申請する者	申請するとき	二千元
六十七 警備業法第四十二条第二項の規定に基づく機械警備業務管理者資格者証の交付を申請する者	申請するとき	九千八百円
六十八 警備業法第四十二条第二項第一号の規定に基づく機械警備業務管理者講習を受けようとする者	受講を申請するとき	三万九千円
六十九 警備業法第四十二条第三項において準用する同法第二十二條第五項の規定に基づく機械警備業務管理者資格者証の書換えを申請する者	申請するとき	千八百円
七十 警備業法第四十二条第三項において準用する同法第二十二條第六項の規定に基づく機械警備業務管理者資格者証の再交付を申請する者	申請するとき	千八百円
七十の二 警備業法の一部を改正する法律（平成十六年法律第五十号）附則第五条の規定に基づく審査を申請する者	申請するとき	四千七百円

技能検定員審査を申請する者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合に

<p>七十一 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号。以下「代行業法」という。）第四条の規定に基づく自動車運転代行業の認定を申請する者</p>	<p>申請するとき</p>	<p>一万二千元</p>
<p>七十二 代行業法第五条第五項の規定に基づく認定証の再交付を申請する者</p>	<p>申請するとき</p>	<p>千七百円</p>
<p>七十三 代行業法第八条第三項の規定に基づく認定証の書換えを申請する者</p>	<p>申請するとき</p>	<p>二千百円</p>
<p>七十四 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成十八年法律第六十号。以下「探偵業法」という。）第四条第三項の規定に基づく同条第一項の規定による届出があったことを証する書面の交付を受けようとする者</p>	<p>届出をするとき</p>	<p>三千六百円</p>
<p>七十五 探偵業法第四条第三項の規定に基づく同条第二項の規定による届出があったことを証する書面の交付を受けようとする者</p>	<p>届出をするとき</p>	<p>千六百円</p>
<p>七十六 探偵業法第四条第三項の規定に基づく届出があったことを証する書面の再交付を申請する者</p>	<p>申請するとき</p>	<p>千百円</p>
<p>七十七 身体を拘束したこと、遺失した旨の届出があったこと又は犯罪経歴を証する書面の交付を申請する者</p>	<p>申請するとき</p>	<p>四百五十円</p>
<p>備考 この表中の用語の意義及び字句の意味は、それぞれ上欄に規定する法律（これに基づく政令を含む。）における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p>		

あつては、手数料の額は、前項の表四十六の項の下欄の規定にかかわらず、次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ前項の表四十六の項の下欄に定める額から、次の表の下欄に定める額を減じた額とする。

審査細目	区分	額	
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	四千元	
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	三千五百五十円	
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	千二百五十円	
	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	四千二百五十円	
	二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	六千七百円
		普通自動車免許に係る技能検定員審査	六千円
		特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	二千円
		大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	七千四百円
	三 道路交通法第八十八条の二十八第四項に規定する教則の内容となつてゐる事項	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	二千五百円
		普通自動車免許に係る技能検定員審査	二千円
特定第一種運転免許に係る技能検定員審査		二千円	

備考	七 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号） 第二條第三項に規定する旅客自動車運送事業 及び代行業法第二條第一項に規定する自動車運 転代行業に関する法令についての知識	四 自動車教習所に関する法令についての知識	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免 許に係る技能検定員審査	二千五百円
			普通自動車免許に係る技能検定員審査	二千円
			特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	二千円
			大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免 許に係る技能検定員審査	二千三百五十円
			普通自動車免許に係る技能検定員審査	千九百円
			特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	二千六百五十円
			大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免 許に係る技能検定員審査	千八百円
			普通自動車免許に係る技能検定員審査	二千五十円
			特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	二千五百五十円
			大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	三千七百円
大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	二千五百五十円			

一 技能検定員審査を受けようとする者が一の項及び二の項の上欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、一の項及び二の項の下欄に定めるところによるほか、前項の表四十六の項の下欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査については二千三百五十円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については九百円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については千百円を、大型自動車第二種免許に係る技能検定員審査については二千九百円を減ずるものとする。

二 技能検定員審査を受けようとする者が三の項及び四の項の上欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、三の項及び四の項の下欄に定めるところによるほか、前項の表四十六の項の下欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査については五百円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については三百円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については三百円を減ずるものとする。

3 教習指導員審査を申請する者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあつては、手数料の額は、第一項の表四十八の項の下欄の規定にかかわらず、次の表の中欄に掲げる区分に応じて、それぞれ第一項の表四十八の項の下欄に定める額から、次の表の下欄に定める額を減じた額とする。

審査細目	区分	額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	四千元
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	三千五百五十円
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	千二百五十円
	大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	四千二百五十円
	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	千四百円
二 技能教習に必要な教習の技能		

六 教習指導員として必要な教育についての知識	五 自動車教習所に関する法令についての知識	四 道路交通法第八条の二十八第四項に規定する教則の内容となつてゐる事項その他自動車の運転に関する知識	三 学科教習に必要な教習の技能	普通自動車免許に係る教習指導員審査	千三百円
				特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	千三百五十円
				大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	二千五十円
				大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	千三百円
				普通自動車免許に係る教習指導員審査	千二百五十円
				特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	千二百五十円
				大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	千六百円
				普通自動車免許に係る教習指導員審査	千三百五十円
				特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	千三百円
				大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	千六百円
				普通自動車免許に係る教習指導員審査	千三百五十円
				特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	千三百円

七 道路運送法第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業及び代行業法第二条第一項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	普通自動車免許に係る教習指導員審査	千三百円
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	千二百五十円
	大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	二千五百五十円

備考

- 一 教習指導員審査を受けようとする者が一の項及び二の項の上欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、一の項及び二の項の下欄に定めるところによるほか、第一項の表四十八の項の下欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査については二千四百円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については九百円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については千五百円を、大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査については二千八百五十円を減ずるものとする。
- 二 教習指導員審査を受けようとする者が四の項及び五の項の上欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、四の項及び五の項の下欄に定めるところによるほか、第一項の表四十八の項の下欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査については百五十円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については百五十円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については百五十円を減ずるものとする。

4 第一項に規定する手数料は、県の発行する収入証紙により納めなければならない。ただし、同項の表三十九

の項、五十六の項（車庫法第四条第一項ただし書の規定に基づく通知を行うべきことの申請により得た納付情報により手数料を納める場合に限る。）及び五十七の項（車庫法第四条第一項ただし書の申請に併せて行った車庫法第六条第一項の規定に基づく交付の申請により得た納付情報により手数料を納める場合に限る。）に掲げる手数料は、現金により納めなければならない。

（指定機関への手数料の納付等）

第三条 次の表の第一欄に掲げる事務を宮城県公安委員会がそれぞれ同表の第二欄に掲げる者に実施させることとした場合には、前条第一項の表の上欄に掲げる者のうち次の表の第三欄に掲げる者は、同項の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、同表の下欄に定める額の手数料を次の表の第四欄に掲げる方法により、同表の第二欄に掲げる者に納めなければならない。

事 務	指 定 機 関	納 入 義 務 者	納 入 方 法
一 遊技機試験又は型式試験の実施に関する事務	風適法第二十条第五項の国家公安委員会が指定する者	前条第一項の表十一の項又は十二の項の上欄に掲げる者	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第二十一条の試験事務規程に定める方法
二 取消処分者講習、初心運転者講習又は若年運転者講習の実施に関する事務	道路交通法第百八条の四第一項の宮城県公安委員会が指定する者	前条第一項の表五十二の項の上欄に掲げる者	道路交通法第百八条の六第一項の講習業務規程に定める方法

2 前項の規定により同項の表の第二欄に掲げる者に納められた手数料は、当該者の収入とする。
 （手数料の返還）

第四条 既に徴収した手数料は、返還しない。ただし、県の責めにより審査、交付、検査等ができなくなった場合その他正当な理由がある場合には、この限りでない。

（手数料の減免）

第五条 知事は、第二条第一項の表三十の項の上欄に掲げる者（救命索発射銃の所持の許可を申請する者に限る。）、三十四の項の上欄に掲げる者（救命索発射銃の所持の許可証の書換えを申請する者に限る。）又は三十

五の項の上欄に掲げる者（救命索発射銃の所持の許可証の再交付を申請する者に限る。）が国又は地方公共団体である場合には、同表三十の項の下欄2に掲げる額又は三十四の項若しくは三十五の項の下欄に掲げる額の全部を免除するものとする。

2 知事は、第二条第一項の表四十の項の上欄に掲げる者が国若しくは地方公共団体又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校である場合その他手数料を免除することが適当と認めるものである場合には、同項の下欄に掲げる額の全部を免除するものとする。

3 知事は、第二条第一項の表五十六の項又は五十七の項の上欄に掲げる者が国又は地方公共団体である場合には、同表五十六の項又は五十七の項の下欄に掲げる額の全部を免除するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、附則第四項中第八条第一項第二号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に申請等がなされた許可、承認、認定等に係る手数料については、なお従前の例による。

（自動車保管場所証明等手数料条例等の廃止）

3 次に掲げる条例は、廃止する。

一 自動車保管場所証明等手数料条例（昭和四十三年宮城県条例第七号）

二 運転適性検査手数料条例（昭和四十五年宮城県条例第六号）

三 パーキング・メーター作動及びパーキング・チケット発給手数料条例（昭和六十二年宮城県条例第五号）

四 運転者特定任意講習手数料条例（平成六年宮城県条例第三十四号）

五 古物営業許可等手数料条例（平成七年宮城県条例第四十一号）

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正）

4 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和五十九年宮城県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第二号中「風俗関連営業」を「店舗型性風俗特殊営業」に改める。
第十八条を削る。

（東日本大震災により被害を受けた者に係る手数料の減免）

5 知事は、第二条第一項の表一の項の上欄に掲げる者（風適法第四条第三項の規定が適用される営業所につき風適法第三条第一項の規定に基づく許可を申請する者を除く。）又は二の項、五の項、八の項、十三の項、十六の項、十七の項、二十三の項から二十六の項まで、三十四の項、三十五の項、三十九の七の項から四十の項まで、五十六の項、五十七の項、六十五の項、六十六の三の項、六十六の四の項、七十の項、七十二の項、七十三の項、七十五の項若しくは七十六の項の上欄に掲げる者が東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）により被害を受けた者であつて手数料を免除することが適当と認めるものである場合には、平成二十三年三月十一日から令和三年三月三十一日までの間に申請等がなされた許可、承認等に係る手数料に限り、それぞれこれらの項の下欄に掲げる額の全部を免除するものとする。

（令和元年台風第十九号による災害により被害を受けた者に係る手数料の減免）

6 知事は、第二条第一項の表一の項の上欄に掲げる者（ぱちんこ屋及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令第八条に規定する営業以外の風俗営業の許可を申請する者に限る。）又は二の項、五の項

、八の項、十三の項、十六の項、十七の項、二十三の項から二十六の項まで、三十四の項、三十五の項、三八の三の項、三十八の四の項、三十九の七の項から四十の項まで、四十四の項、五十の四の項、五十六の項、五十七の項、五十九の項、六十一の項、六十五の項、六十六の三の項、六十六の四の項、七十の項、七十二の項、七十三の項、七十五の項若しくは七十六の項の上欄に掲げる者が令和元年台風第十九号による災害により被害を受けた者であつて手数料を免除することが適当と認めるものである場合には、令和元年十月十日から令和三年三月三十一日までの間に申請等がなされた許可、承認等に係る手数料に限り、それぞれこれらの項の下欄に掲げる額の全部を免除するものとする。

附 則（平成十三年三月二十三日条例第十号）

この条例は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成十四年三月二十七日条例第十八号）

（施行期日）

1 この条例は、平成十四年六月一日から施行する。ただし、第二条第三項の表以外の部分の改正規定及び同条第四項の改正規定は公布の日から、同条第一項の表四十六の項及び同表四十八の項の改正規定、同条第二項の表の改正規定、同条第三項の改正規定並びに付則第三項の規定は同年五月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に申請がなされた試験、講習等に係る手数料については、なお従前の例による。

3 第二条第一項の表四十六の項及び同表第四十八の項の改正規定、同条第二項の表の改正規定並びに同条第三項の表の改正規定の施行の日前に申請がなされた道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十九条の二第四項第一号イ又は第九十九条の三第四項第一号イの規定に基づく審査に係る手数料については、なお、従前の例による。

4 道路交通法の一部を改正する法律（平成十三年法律第五十一号）附則第二条第七項の規定によりなお従前の例によることとされる講習に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成十五年七月十六日条例第五十四号）

この条例は、古物営業法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百十五号）の施行の日から施行する。

（平成十五年政令第三百九号による施行期日 平成十五年九月一日）

附 則（平成十五年十二月二十四日条例第八十号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成十七年三月二十五日条例第三十三号）

この条例中第一条の規定は平成十七年四月一日から、第二条の規定は道路交通法の一部を改正する法律（平成十六年法律第九十号）附則第一条第四号に規定する日から施行する。

附 則（平成十七年十月六日条例第四百十六号）

この条例は、平成十七年十一月二十一日から施行する。

附 則（平成十七年十二月二十二日条例第六十八号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第四十四号）以下「改正法」という。）附則第五条に規定する者が同条の規定によりなおその効力を有することとされる改正法による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。以下「旧法」という。）第六十六条第二項において準用する旧法第五十九条の二第五項、第九項又は第十

項の規定に基づき運搬証明書の交付を受けようとする場合、運搬証明書の書換えを申請する場合又は運搬証明書の再交付を申請する場合については、改正前の第二条第一項の表二十七の項から二十九の項までの規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成十八年三月二十三日条例第十五号）

この条例は、平成十八年五月一日から施行する。

附 則（平成十九年三月二十日条例第二十号）

この条例中第二条第一項の表七十三の項の次に次のように加える改正規定は平成十九年六月一日から、その他の規定は同年六月二日から施行する。

附 則（平成十九年十月十九日条例第七十二号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十年三月二十五日条例第十四号）

この条例は、平成二十一年一月四日から施行する。

附 則（平成二十一年三月二十四日条例第二十号）

この条例中第一条の規定は平成二十一年四月一日から、第二条の規定は平成二十一年六月一日から施行する。

附 則（平成二十一年十月九日条例第六十五号）

この条例は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（平成二十年法律第八十六号）の施行の日から施行する。

附 則（平成二十二年三月二十四日条例第十四号）

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則（平成二十三年四月十一日条例第五十三号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十四年三月二十三日条例第十二号)

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十四年三月二十三日条例第二十四号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十五年三月二十六日条例第十四号)

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十五年三月二十六日条例第二十一号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十六年三月二十七日条例第十六号)

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第二条第一項の表四十一の二の項の改正規定は、公布の日又は道路交通法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十三号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則 (平成二十六年三月二十七日条例第二十三号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十六年五月二十二日条例第四十四号)

この条例は、平成二十六年六月一日から施行する。

附 則 (平成二十七年三月二十五日条例第十四号)

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、同年六月一日から施行する。

附 則 (平成二十七年三月二十五日条例第二十一号)

この条例は、公布の日から施行し、第十二条の規定（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例附則第二項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める改正規定を除く。）による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例の規定は、平成二六年十一月二十五日から適用する。

附 則（平成二十七年十二月二十四日条例第九十号）

この条例中第一条の規定は平成二十八年三月二十三日から、第二条の規定は同年六月二十三日から施行する。

附 則（平成二十八年三月二十二日条例第十七号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条中食品衛生取締条例附則第五項の改正規定（「及び第四号」を削る部分に限る。）、第九条中動物の愛護及び管理に関する条例附則第六項の改正規定（「第七号」を「第五号」に改める部分に限る。）、第十二条中医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例附則第二項の改正規定（「から五十の項まで」を「及び五十の項」に改める部分に限る。）及び第十五条中麻薬及び向精神薬取締法施行条例附則第二項の改正規定（「から第三号まで」を「、第二号」に改める部分に限る。）は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二十八年十二月二十二日条例第六十八号）

（施行期日）

1 この条例は、道路交通法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十九年三月十二日）から施行する。

（経過措置）

2 道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第二百五十八号。以下「改正令」という。）附則第六条第一項第一号又は第二号に該当する者（改正法附則第二条第二号に規定する限定が解除された者を除

く。)に対する改正後の公安委員会関係手数料条例(以下「新条例」という。)第二条第一項の規定の適用については、同項の表四十九の項中「二千円」とあるのは「千九百五十円」と、「準中型自動車の」とあるのは「道路交通法の一部を改正する法律(平成二十七年法律第四十号)による改正前の道路交通法の規定による普通自動車に相当する自動車の」と、「四千六百五十円」とあるのは「二千八百五十円」と、同表五十二の項中「二千五百円」とあるのは「二千五十円」とする。

3 改正法による改正後の道路交通法(昭和三十五年法律第百五号。以下「新法」という。)第百一条第一項の更新期間が満了する日(新法第百一条の二第一項の規定による運転免許証の更新の申請をしようとする者にあつては、当該申請をする日)における年齢が七十歳以上の者であつて、当該日がこの条例の施行の日から起算して六月を経過した日前であるものに対する新法第百八条の二第一項第十二号に掲げる講習及び改正令による改正後の道路交通法施行令(昭和三十五年政令第二百七十号)第三十七条の六の二第一号に規定する国家公安委員会規則で定める基準に適合する講習に係る手数料については、新条例第二条第一項の表五十二の項及び同表五十四の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成二十九年三月二十三日条例第十九号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条中公安委員会関係手数料条例附則第五項の改正規定(「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める部分を除く。)は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十九年十二月二十一日条例第六十三号)

この条例は、平成三十年二月五日から施行する。

附 則 (平成三十年三月二十三日条例第十四号)

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則（平成三十年三月二十三日条例第十九号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第三条中医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例附則第二項の改正規定（「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に、「これらの号に定める」を「これらの項の下欄に掲げる」に改める部分を除く。）及び第四条中毒物及び劇物取締法施行条例附則第三項の改正規定（「、第十一号」を削る部分に限る。）及び第五条中覚せい剤取締法施行条例附則第三項の改正規定（「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める部分を除く。）は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則（平成三十一年三月二十二日条例第十一号）

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（平成三十一年三月二十二日条例第十三号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年七月十日条例第三十一号）

（施行期日）

1 この条例は、令和元年十月一日から施行する。ただし、附則第九項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この附則に別段の定めがあるものを除き、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に許可若しくは確認を受け、又は協議が成立した使用、管理、行為、利用又は占用に係る使用料、占用料又は土地占用料については、なお従前の例による。

3 第一条の規定による改正後の財産の交換、贈与等に関する条例別表の規定は、施行日以後に徴収すべき使用料について適用し、同日の前日までに徴収すべき使用料については、なお従前の例による。

4 第十二条の規定による改正後の流水占用料等条例別表第二号の表の規定は、施行日以後の占用の期間に係る流水占用料について適用する。ただし、占用の期間が一月未満で占用の期間の初日が施行日の前日以前である占用に係る流水占用料については、なお従前の例による。

5 第十四条の規定による改正後の港湾施設等管理条例別表第一の規定は、施行日以後の許可に係る使用料及び施行日前の許可に係る使用の期間の末日が令和二年四月一日以降である場合の当該許可に係る同日以降に徴収すべき使用料について適用する。

6 第十六条の規定による改正後の港湾区域内等における行為の許可に関する条例別表の規定は、施行日以後に徴収すべき占用料等（同条例第十二条第一項に規定する占用料等をいう。以下同じ。）について適用し、施行日の前日までに徴収すべき占用料等については、なお従前の例による。

7 第十九条の規定による改正後の総合運動場条例別表第二第二号の表の規定は、施行日以後に徴収すべき使用料について適用し、同日の前日までに徴収すべき使用料については、なお従前の例による。

8 第二十一条の規定による改正後の公安委員会関係手数料条例第二条第一項の表三十八の五の項の規定は、講習会の受講を申請することができる期間の初日が施行日以後である場合の手数料について適用し、当該期間の初日が施行日前である場合の手数料については、なお従前の例による。

（準備行為）

9 第二条の規定による改正後の県民の森等の設置及び管理に関する条例第十二条第二項、第十四条の規定による改正後の港湾施設等管理条例第二十条第二項、第十七条の規定による改正後の県立都市公園条例第十二条の二第二項、第十九条の規定による改正後の総合運動場条例第十五条第二項及び第二十条の規定による改正後のライフル射撃場条例第十条第二項の規定による利用料金の承認の申請その他の準備行為は、施行日前においても行うことができる。

附 則（令和元年十一月二十九日宮城県条例第六十号）

この条例は、令和元年十二月一日から施行する。

附 則（令和元年十二月二十四日宮城県条例第七十三号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年三月二十四日宮城県条例第十二号）

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

附 則（令和二年三月二十四日宮城県条例第十八号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年十二月二十二日宮城県条例第七十七号）

この条例は、令和四年三月十五日から施行する。

附 則（令和四年三月二十五日宮城県条例第九号）

この条例は、令和四年五月十三日から施行する。ただし、第二条第一項の表三十四の項の改正規定は、令和四年四月一日から施行する。

附 則（令和五年三月二十四日宮城県条例第十二号）

この条例は、令和五年四月一日から施行する。